

結 果 の 概 要

この結果は、平成30年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数

施設の種類の別に見ると、「保育所等」は27,951施設で前年に比べ814施設、3.0%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は14,454施設で前年に比べ929施設、6.9%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別に見た施設数

	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
総数	77 040	72 887	4 153	5.7
保護施設	286	291	△ 5	△ 1.7
老人福祉施設	5 251	5 293	△ 42	△ 0.8
障害者支援施設等	5 619	5 734	△ 115	△ 2.0
身体障害者社会参加支援施設	317	314	3	1.0
婦人保護施設	46	46	-	-
児童福祉施設等	43 203	40 137	3 066	7.6
（再掲）保育所等 ¹⁾	27 951	27 137	814	3.0
母子・父子福祉施設	56	56	-	-
その他の社会福祉施設等	22 262	21 016	1 246	5.9
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	14 454	13 525	929	6.9

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 定員・在所要者数・在所要率

施設の種類の別に見ると、「保育所等」は2,715,914人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は552,350人となっている。

また、施設の種類の別に見ると、「保育所等」は2,535,964人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は471,069人となっている。（表2、総括表）

表2 施設の種類の別に見た定員・在所要者数・在所要率

	平成30年10月1日現在		
	定員(人) ¹⁾	在所要者数(人)	在所要率(%) ²⁾
総数	3 817 138	3 494 240	92.2
保護施設	19 098	18 624	97.5
老人福祉施設	158 233	145 474	92.0
障害者支援施設等 ³⁾	190 224	157 373	93.7
婦人保護施設	1 220	321	31.0
児童福祉施設等 ⁵⁾	2 896 014	2 701 379	93.4
（再掲）保育所等 ⁴⁾	2 715 914	2 535 964	93.4
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	552 350	471 069	85.6

注：詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所要者数は、それぞれ定員又は在所要者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所要率(%) = 在所要者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所要者数不詳の施設及び在所要者数について調査を行っていない施設を除いて計算している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所要者分のみであり、在所要者数は入所要者数と通所要者数の合計である。在所要率は在所要者数のうち通所要者数を除いて計算している。
- 4) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 5) 総数、児童福祉施設等の定員及び在所要者数には母子生活支援施設を含まない。

(3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,079,497人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は375,312人、「保育教諭」は85,290人（うち保育士資格保有者は77,672人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は120,444人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は62,253人となっている。（表3）

表3 施設の種別別こみた職種別常勤換算従事者数

	平成30年10月1日現在									
	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	障害者支援施設等	婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 079 497	6 382	38 999	108 483	353	68 421	618 833	42 142	237	195 648
施設長・園長・管理者	51 233	208	2 405	4 045	28	1 799	27 516	4 748	22	10 464
サービス管理責任者	4 111	…	…	4 111	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 3)	89 436	715	4 323	62 253	138	13 646	…	…	7	8 353
職業・作業指導員	3 773	76	86	2 779	9	321	…	…	2	500
セラピスト	6 795	7	126	1 017	6	3 800	…	…	—	1 838
理学療法士	2 300	2	31	503	—	1 099	…	…	—	665
作業療法士	1 519	3	19	333	—	844	…	…	—	320
その他の療法士	2 976	1	76	182	6	1 858	…	…	—	853
心理・職能判定員	51	…	…	51	…	…	…	…	…	…
医師・歯科医師	3 548	34	130	322	5	1 405	1 402	134	—	117
保健師・助産師・看護師	49 367	424	2 508	5 267	21	11 383	10 595	546	—	18 622
精神保健福祉士	1 297	116	22	1 021	0	…	…	…	…	137
保育士	393 898	…	…	…	…	16 766	375 312	1 816	5	…
保育補助者	16 606	…	…	…	…	…	16 546	60	…	…
保育教諭 4)	85 290	…	…	…	…	…	85 290	—	…	…
うち保育士資格保有者	77 672	…	…	…	…	…	77 672	—	…	…
保育従事者 5)	25 218	…	…	…	…	…	…	25 218	…	…
うち保育士資格保有者	23 385	…	…	…	…	…	…	23 385	…	…
家庭的保育者 5)	1 375	…	…	…	…	…	…	1 375	…	…
うち保育士資格保有者	1 059	…	…	…	…	…	…	1 059	…	…
家庭的保育補助者 5)	898	…	…	…	…	…	…	898	…	…
居宅訪問型保育者 5)	167	…	…	…	…	…	…	167	…	…
うち保育士資格保有者	65	…	…	…	…	…	…	65	…	…
児童生活支援員	622	…	…	…	…	622	…	…	—	…
児童厚生員	42	…	…	…	…	42	…	…	—	…
母子支援員	703	…	…	…	…	703	…	…	—	…
介護職員	153 709	3 350	17 782	12 131	2	…	…	…	…	120 444
栄養士	27 658	200	2 110	2 448	18	1 516	18 503	1 180	—	1 683
調理員	77 203	555	4 782	5 058	49	4 085	47 175	2 636	6	12 858
事務員	35 713	448	2 779	5 267	40	3 499	13 995	773	87	8 825
児童発達支援管理責任者	1 180	…	…	…	…	1 180	…	…	—	…
その他の教諭 6)	3 697	…	…	…	…	…	3 697	…	…	…
その他の職員 7)	45 905	250	1 945	2 711	37	7 655	18 803	2 590	109	11 805

注：従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター（特A型、A型、B型）、児童福祉施設等（保育所等・地域型保育事業所を除く）には助産施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館A型、大型児童館B型、大型児童館C型、その他の児童館及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む）以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員（看護師等を除く）を含む。